

令和7年度新型コロナウイルスワクチンの定期接種について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1 病気の説明

呼吸器感染症のため、症状は発熱・咽頭痛・咳が中心であり、潜伏期間がオミクロン株と比べてからは、2～3日となっています。感染経路は飛沫感染が中心ではありますが、閉鎖空間でのエアロゾル感染もあります。小児や基礎疾患のある場合は重症化リスクがあるとされており、高齢者での重症化率、致死率は高いとされています。

2 接種について

新型コロナウイルスワクチン（JN.1 系統対応型）を使用します。

使用するワクチンのメーカーは、医療機関によって異なりますので、ご確認のうえ、接種を行ってください。

接種対象者は次の（１）及び（２）に該当する方です。接種は本人の希望により行われ、万が一副作用が生じた際には、予防接種法に基づいて救済が行われます。

接種費用 自己負担額 6,500円

（１）65歳以上の方

（２）60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

3 ワクチンの効果と副反応について

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが国内外の複数の報告が確認されています。なお、既感染者であっても再感染する可能性はあり、また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。さらに、いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は発症予防効果より高いことが確認されています。

副反応としては、接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどは軽度又は中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められていないと判断されています。なお、国内の検討では若年男性を中心に心筋炎が報告されています。また、国内において重篤副反応としてアナフィラキシーが報告がされており、接種後30分はその場で健康観察をすること並びに接種後数日の間に胸痛、息切れ、ぐったりするなどの症状があった場合は医療機関の受診が必要です。

4 予防接種を受けることができない方

- 明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます）を呈している方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- 接種液の成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴がある方
- その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

5 接種の判断を行うに際し、注意を要する方（医師との相談が必要な方）

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- 過去にけいれんの既往のある方
- 過去に免疫不全の診断がなされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

6 他のワクチンとの接種間隔

本ワクチンを接種する場合、異なる他のワクチンを接種する前後に一定の間隔を空ける必要は規定にありません。

また、医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に、本ワクチンを接種することが出来ます。

7 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすりはやめましょう。
- 当日は激しい運動は避けて下さい。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けましょう。

8 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費及び医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が予防接種によるものと認定された期間の範囲内について支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。

注：新型コロナウイルスワクチンの定期接種による健康被害の請求には期限がありますのでご注意ください。

- 1 医療費の請求の期限は、支給の対象となる費用の支払いが行われた時から5年
- 2 医療手当の請求の期限は、医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年
- 3 遺族年金及び遺族一時金の請求の期限は5年。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から2年